

「霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院」による派遣研究者報告書

(当経費の支援を受けての出張後、必ずご提出ください)

平成 29 年 10 月 31 日	
所属部局・職	アジア・アフリカ地域研究研究科アフリカ地域研究専攻博士課程 4 回
氏名	横塚 彩

1. 派遣国・場所 (○○国、○○地域)
コンゴ民主共和国赤道州ワンバ村及びチュアパ州
2. 研究課題名 (○○の調査、および○○での実験)
民族集団ボンガンドの大型類人猿ボノボに対する住民意識の多義化
3. 派遣期間 (本邦出発から帰国まで)
平成 29 年 5 月 17 日～平成 29 年 9 月 13 日
4. 主な受入機関及び受入研究者 (○○大学○○研究所、○○博士/○○動物園、キュレーター、○○氏)
コンゴ民主共和国森林科学省及び GREF (コンゴ生態森林研究所)
5. 所期の目的の遂行状況及び成果 (研究内容、調査等実施の状況とその成果：長さ自由)
写真 (必ず 1 枚以上挿入すること。広報資料のため公開可のもの) の説明は、個々の写真の直下に入れること。 別途、英語の報告書を作成すること。これは簡約版で短くてけっこうです。
<p>2017 年 5 月から 4 ヶ月間、コンゴ民主共和国チュアパ州およびバンドウドウ州にて、ボノボと地域住民の共生関係に関する調査を行った。報告者がコンゴ国内で調査をおこなうのは今回が 5 回目である。</p> <p>報告者は 2014 年から 2016 年に、ルオー学術保護区内とその近隣村における住民の、ボノボに対する食物禁忌の実態を聞き取りした。その結果、保護区内に居住する村民は、ボノボに対する伝統的禁忌を全世代で広く共有しており、ボノボの個体数も 2000 年初頭まで続いた内戦以降、上昇傾向にあることがわかった。しかしルオー保護区外の村では、ボノボの摂食者は保護区内の村の約 8 倍であり、同じ民族ボンガンドでも保護区内外でボノボに対する態度が大きく異なることがわかった。</p> <p>本年度の調査の目的は、ボノボを食物禁忌の動物として摂食回避してきたと考えられていた民族、ボンガンドのボノボに対する禁忌とその状況を広範囲に渡って聞き取りすることである。今まで伝統的にボノボをタブーの動物と位置付けてきたボンガンドの変容を調べることにより、ボノボの保全に貢献できることを目的とする。</p> <p>今回訪問した村は 5 箇所、1 箇所を除いてすべて保護区や国立公園の設定はない。</p> <p>結果 1 保護区内外での摂食経験者には大きな差がある 保護区外での摂食経験者数・・・23% (4 つの村の平均摂食者数割合) 保護区内での摂食経験者数・・・2.5% (3 つの村の平均摂食者数割合)</p> <p>保護区外の 4 つの村で、ボノボの摂食経験者が 30%を超えたのは 2 村で、その 2 村ともボノボの肉の消費がもっとも行われた場所は村内が村外を上回った。</p> <p>結果 2 摂食しない地域では、村人が利用する森でのボノボの遭遇経験率が総じて高い 摂食者が多い地域での遭遇経験 (摂食経験者割合 22.8%)・・・42% 摂食者が少ない地域での遭遇経験 (摂食経験者割合 2.2%)・・・73%</p> <p>結果 3 村人の語りだけを聞いていると、そもそもボノボに対する伝統的な食物禁忌があるのか疑問に思う地域もあったが、データを見ると、全ての村において 10-30 代の摂食経験者がもっとも多く、70 代が少ない傾向にあった</p> <p>バンドウドウ州との比較 バンドウドウ州のボンガンドが居住する村に 5 日間住み込み、参与観察および聞き取り調査を行った。 <div style="text-align: right;"><平成 26 年 5 月 28 日制定版> 提出先: report@wildlife-science.org</div> </p>

「霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院」による派遣研究者報告書

(当経費の支援を受けての出張後、必ずご提出ください)

もともとコンゴ民主共和国のチュアパ州に多く分布しているボンガンドが、バンドウンドウ地域に居住している理由として、首都キンシャサへのアクセスのしやすさがある。チュアパ州からキンシャサに出るには、数週間から数ヶ月の時間がかかるが、バンドウンドウ州からキンシャサへは船を使って数時間で行くことができる。この地域のボンガンドは定住の意志は弱く、トウモロコシ粉や野生獣肉、蒸留酒をキンシャサで販売し、現金を得る為に一時的に住んでいる。

この村の成り立ちを聞くと、まだ村として森が切り開かれていない頃、ボンガンドの猟師が狩猟キャンプを作り、この地域に定住し始めたのが起源だという。報告者は5日間という短い滞在だったが、確かに近隣の村に比べて野生動物が頻繁に捕獲されていたように思う。報告者が滞在中に村内で確認した野生獣肉は、アカカワイノシシ1回、ブルーダイカー1回、ジャイアントラット1回、アカオザル2回である(全てなま肉)。この村に野生獣肉を買い求めに他の村人が訪ねてくることもあるようだ。

銃を用いた狩猟が頻繁に行われている村での報告者の懸念は、保護動物の密猟である。この地域には、マルミミゾウが多く生息しており、また一次林にはボノボの目撃情報もある。猟師数名から話を聞くとこの地域では、猟師は登録制で猟銃所持にも許可証が必要だという。村の中には、刑務所が併設された警察署があり、また村から約30kmのところ WWF の事務所もあることから、村人は保護動物を殺すこと、特にボノボとマルミミゾウに関しては特に恐れていた。チュアパ州で聞かれたような、保護動物を殺しても村長に肉の一部を渡すことで解決してしまうようなローカルルールは存在していなかった。

この村でボノボの伝承について何名かに質問してみたが、伝承を知っている村人はいなかった。彼らはボノボを摂食しないと言っていたが、それはこの地域でボノボを狩猟しない(禁止されている)からだという印象を受けた。

2つの地域から見たこと

ボノボの生息密度の高いチュアパ州では、伝統的にボノボを摂食回避してきたと考えられていたが、ボンガンドのボノボに対する“タブー離れ”が若年層を中心に顕著であった。また、警察や保護団体の目の届かない在郷地(がボノボの生息地であることが多い)では、たとえ村人の中に、ボノボが保護動物という認識があっても、村の長に肉の一部を贈与することで罪から逃れることができる。その為に、村人は、ボノボを殺すこと、食べることにに対する抵抗感が低いといえるかもしれない。

一方、首都キンシャサに近い村では、村人はボノボの肉をキンシャサへ運んでもその肉が売れないこと、警察に逮捕されることをよく知っており、国際 NGO 団体や警察の目もあり、ボノボを狩猟することを恐れているようだった。

ボノボの密猟行為は、都市部とその近郊においては取り締まりが厳しく、村人にも周知されているようだが、ボノボの生息密度の高い地方の村では、密猟による法の強制力はまだまだつよいとは言えない。それに加え、住民の摂食タブーも近年変わりつつあることがわかった。今後の研究では、タブーがなぜ崩壊しつつあるのか、ひとつひとつの村の特徴(プランテーションや空港の近さ、都市との距離など)を捉えながら考察していきたいと考えている。



左) 銃猟によって得たアカオザル。地域によっては、猿を探して森に入り偶然ボノボに出会ったらボノボを撃つという村人もいた。



右) 4箇所訪問した村の中の1つのホストファミリー。私のつたないリングラでも理解してくれ夜はたくさん話した

6. その他 (特記事項など)

今年度の調査は、霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院の支援および、公益財団法人日本科学協会笹川科学研究助成をうけて実施されました。ありがとうございました。